

# 『日本国考略』の末尾に附された鈴木平府院君尹漑の跋文についての基礎的考察

大西 信 行（地歴公民科）

はつめい

本稿は、二〇一七年一〇月二八日に東亜大学校（大韓民国釜山）で行われた東北アジア文化学会第三十五次秋季学術大会の席上、筆者が行なった報告に加筆を施したものである。本稿で扱う『日本国考略』①は、明にとつて日本との関係に苦慮する出来事が多かった嘉靖・万曆期（一五二二～一六一五）に中国大陸で刊行された一連の日本研究書のなかで成立が最も早く、かつ日本を書名に用いた最初のものである。同書の内容はその後の多くの書物によつて転載、引用され、後世の日本研究に大きな影響を与えた「蔣二〇一一・二二」。また、馬之濤氏は、現存する同書の諸本を博搜し、本稿で扱う尹漑の跋文をもつ諸本を「朝鮮本」と分類し、簡潔に紹介している「馬二〇二五・二六」。

本稿では、まず『日本国考略』について概観し、鈴木平府院君の称号を持つ尹漑なる人物の跋文を持つ2種の写本の存在について説明し、ついでその跋文のテキストと尹漑なる人物について基礎的な考察を行ないたい。

## 1. 『日本国考略』のついで

『日本国考略』の編者は薛俊せつしゅんといい、浙江省定海県の人で、常州（現江蘇省）の司訓（司法教官）の職にあつた。同

書の編纂を命じたのは知定海県事（定海県の首長）の鄭余慶である。「大友一九六三・一〇六」。成立は明の嘉靖二年（一五二三）であり、この年は日明貿易（朝貢貿易・勘合貿易）の主導権をめぐつて、堺の商人と結ぶ細川氏が派遣した船の乗組員と、西国に勢力を張り博多・門司の商人をバックとする大内氏のそれが寧波で対立した結果起こった争乱事件、すなわち寧波の乱が起こった年である。定海県は争乱の起こった寧波に程近く、同書の編纂のきっかけはこの事件以外には考えられない。

『日本国考略』の内容は、

日本国図<sup>②</sup>、沿革略、疆域略、州郡略、属国略、山川略、土産略、世紀略、戸口略、制度略、風俗略、朝貢略、貢物略、寇辺略、文詞略<sup>③</sup>、寄語略、評議略、防御略、

そして、「日本考略補遺」として国朝貢変略<sup>④</sup>からなる。

主要な諸本としては、以下のものをあげることができる。

【A】 東洋文庫所蔵の嘉靖9年（庚寅、一五三〇）付の知定海県事王文光の序文を持つ刻本<sup>⑤</sup>

【B】 国立公文書館所蔵の内閣文庫本<sup>⑥</sup>

【C】 早稲田大学図書館所蔵の高野辰之旧蔵本<sup>⑦</sup>

【D】 『国朝典故』所収本

【E】 『叢書集成』初編所収 得月篋叢書本

これらの諸本のうち、「大友一九六三」で言及があるのは、【A】【B】【E】である。大友氏によると、このうち【A】が現在確認されている限り最も古いものであり、【B】は【A】とほとんど同じであるが、【E】については地

図・評議略・防御略・補遺を欠くため、端本と推定できる「大友一九六三・一〇七」。また、「蔣二〇一一」が主要なテクストとしている【D】は地図を欠くものの文字の部分【A】・【B】と大きな違いはない。

また、【B】は写本であり、「天保六年四月二十五日 健齋正合」という署名と花押があり、同年（一八三五）に筆写されたことがわかる。また、本文二丁目表の右上に「地誌備用図籍之記」という印文の印と、同じページの右下に「必讀書蔵」という印文の二つの印が見える。前者は、明治一〇年二月から二三年九月にかけて内務省におかれていた同省地理局地誌課の蔵書印である「内閣文庫一九八一・一五二〜一五三三」。後者については、同時に捺された可能性も十分考えられるが<sup>(8)</sup>、「内閣文庫一九八二」に採録されていない印であり、どのような性格の印かは判断できない。【C】は、題簽に記された書名は「重刊日本考略」である。墨付二丁目の表の右下に「斑山文庫」という蔵書印があることから、国文学者で作詞家の高野辰之（一八七六〜一九四七）の旧蔵本であつたことがわかる。また、その前丁の裏の左下に昭和二六年二月七日に購入した旨の印と書き込みがある<sup>(9)</sup>。

この『日本国考略』は、「寄語略」がもつぱら国語学の研究者に当時の発音や語彙を知るための資料として活用されてきた「大友・蔣・馬など」が、歴史学の史料としては、編纂史料であり、かつ各記事の出典が必ずしも明らかでないこともあり、積極的に活用されてはこなかったが、このうちの【B】と【C】に収められている尹漑の跋文は、「はじめに」でも述べたとおり、一六〜一七世紀に編纂された一連の日本研究書の走りであるこの本がどのような問題関心で一六世紀半ばの朝鮮半島で読まれたかを雄弁に物語ってくれる。

次章では、この尹漑の跋文の基礎的な検討を行ないたい。

## 2. 鈴平府院君尹漑による跋文について

まずは、尹漑の手による跋文の全文とその読み下し文を掲げる。テキストは【C】のものを採用した。書写年代を考えると【B】がオリジナルではあり得ず、書写年代は不明ではあるものの、【C】の方がよりオリジナルに近いと考えられるからである。

鈴平府院君尹漑による跋文（一字の空格は原文の空格を意味する。また、改行は【C】の原文通りである。）

日本考略 大明人薛俊所

撰也。余得於朝 京之友

而見之。其著日本事甚

悉。<sup>a</sup> 比諸礼曹所藏海東

諸国記頗詳、而評議防

御等略尤備。非但為

上国之用在我国亦不可不

知者也。<sup>b</sup> 国家自經乙卯

之變其接遇防備之事

靡有不至。宜無<sup>(駁劣)</sup>仮於此

者。然於辺將料賊之情

偽議臣備預之規画不無

小資焉。余願刊行使人得

而見之。持以示同職提調

蔡判書英之洪判尹太虜。

因以余意言之。二公覽之

既咸以余言為是。乃令

謹学教授金驥募其徒

鍍梓仍監。其事未幾而

切告就遂書其顛末以紀

刊書之歲月云。嘉靖乙丑

春鈴平府院君尹漑跋。

【読み下し文】

日本考略、大明人薛俊の撰する所也。余東京の友より得て之を見る。其の日本の事を著すこと甚だ悉せり。諸を礼曹蔵する所の海東諸国記に比ぶれば頗る詳しく、防御等の略を評議すること尤も備われり。但だ上国の用と為るのみならず、我国に在りても亦た知らざるべからざる者也。国家乙卯の変を経てより、其の接遇防備の事、至らざる有る靡し。宜しく此に仮る無かるべし。然るに辺將賊の情偽を図るにおいて、臣の備預の規画を議して、小資なからず。余刊行を願いて人をして得せしめて見る。持ちて以て同職提調に示す。蔡判書英之洪判尹太虜、余の意を持つて之を言うにより、

二公之を覽して既に咸く余の言を以て是と爲す。乃はち謹学教授金驥をして其の徒を募りて録梓し、仍ねて其の事を監せしむ。未だ幾ばくならずして功就るを告げ、遂に其の顛末を書き以て刊書の歲月を紀すと云ふ。嘉靖乙丑春鈴平府院君尹漑跋す。

この跋文に記された内容について、下線を施したる箇所を中心に解説したい。

まずは、a について。こゝ言及される『海東諸国記』とは、正しくは『海東諸国紀』と書く。王命に依つて辛叔舟（二四一七〜七五）が編纂し、一四七一年に朝鮮で刊行された日本地誌である。辛叔舟は、朝鮮王朝の最高行政機関である議政府の長官、領議政まで上り詰め、ハングルの制定や朝鮮王朝の基本法典である『経国大典』の編纂にも関わるなど、朝鮮王朝史に大きな足跡を残した人物で、世宗二十五年（嘉吉三、一四四三）、書状官として日本に赴いた。その経験から彼は『海東諸国紀』を編纂した。ここでは『日本国考略』の方が『海東諸国紀』よりも日本に関する情報が詳しいと記しているが、両者の実際の分量を比べてみると、前者は墨付にして五二丁で、後者の三分の一ほどにすぎない。にもかかわらず、尹漑にとつて『日本国考略』の方が詳しい記事を収めているように感じるのは、その編纂のきっかけが寧波の乱だったこともあつて、海防に関する記事が充実しているからであろう。一方で辛叔舟は日本との善隣を重視していた「田中一九九二・四〇八〜四〇九」それが尹漑には日本に対して「生ぬるく」映るのである。

続いて、下線部bの「乙卯之變」とは、明宗十九年（一五五五）の達梁倭変と呼ばれる事件を指す。この事件は、倭船七〇隻が朝鮮南岸の達梁城を攻略し、康津県の兵馬節度使營を占領し、さらに加里浦、会寧浦、鹿島などを襲つた事件である。西九州方面を根拠とする海賊が彼らは明の沿海を襲い、その余波が朝鮮半島の南辺に及んだものとされている。従来の倭寇は、対馬の住民が大きな割合を占めるとされてきたが、この事件に関しては対馬は事件に関与した証拠

はなく、むしろ、二度にわたって海賊の情報を朝鮮側に通報しているのである。また、この時の海賊の中に倭人とも明人ともつかない海賊が存在したことが記されている「村井一九九三・一八五〜一八七」。つまり、これまでの朝鮮の倭寇対策では対処できない新しいタイプの海賊が跋扈しているという事実によって、尹漑は海防関係に重きを置いたこの書物が朝鮮には必要だと判断したものと思われる。

最後にこの跋文を書いた尹漑という人物について解説したい。

尹漑は、『朝鮮王朝実録』明宗二年（二五六六）三月二日に卒伝（死亡記事）があり、ここでは、金安国から学び、古典に詳しい人物だが、些細なことにこだわって大局が見えない人物と評されている。尹漑が最初に実録に現れるのは、中宗十三年（一五一八）年三月二日条であり、弘文館（王宮の書庫に保管された図書の管理と古典文学を研究して下問に答える機関）の著作（正八品）<sup>⑩</sup> という役職に就いた記事がみえる。中宗十三年（一五二八）には、漢語を習得できる可能性があるということ、聖節使（皇帝の誕生日を祝賀する使者）に同行して中国に赴いている。また、中宗二十九年（一五三四）年には、書状官として明に赴いている。そして、中宗三十一年（一五三六）には、尹漑の娘が国王中宗の世子（王太子、のちの仁宗）の良娣（国王の側室の一人、側室の中では最も位が高い、従二品）となり、中宗三十六年（二五四一）には、王の親族と外戚が就任する敦寧府の第三等官である同知敦寧府事（正二品）についている。そして、次の国王となった仁宗元年（二五四五）には朝鮮政府の儀礼・祭祀や外交を司る礼曹の長官である礼曹判書に就任している。直後に尹漑は自らがその職にふさわしくないことを理由に辞職を請うが、国王から同職に留まるよう命じられている。そして明宗十三年（一五五八）には最高行政機関である議政府の次席である左議政に就任し、ついで鈴平府院君<sup>⑪</sup>に叙されている。文筆を以て朝廷に仕え、漢語を通じて中国との外交実務に通曉したスペシャリストだといえるだろう。

### 3. むすびに

以上、明後期の日本研究書のなかでも重要なものの一つである、『日本国考略』について、そして、そのうちの2種の写本に記された尹漑の跋文についてごくささやかな検討を行った。

今後の課題としては、早稲田大学本と内閣文庫本との関係や尹漑についてのさらなる追究を進めて、明や朝鮮半島における日本情報の収集と明・朝鮮間での日本情報の交換を明らかにしていくことが挙げられる。今後もししずつ進めていきたい。

#### 注

(1) 本稿の主題となる尹漑の跋文にもあるとおり、『日本考略』と題されることもある。

(2) 本文でも述べた通り、執筆の時点(二〇一九年一月)で確認できる最も古い刻本である東洋文庫本では、「日本国図」に作っているが「大友一九六三・一〇七」、本稿で扱う尹漑の跋文を持つ内閣文庫本・早稲田大学本は「日本地理図」に作っている。このことは、両者で伝来が違ふ可能性を示していると言えよう。

(3) 文詞略のなかに、室町將軍として初めて足利義満が日本国王に冊封される前に、日本国王に冊封されていた後醍醐天皇の皇子で建武政権において征西將軍に任命されていた懷良親王が明の初代皇帝である洪武帝に送ったとされる上表文のテキストが、「戒嚴王師行成表(王師の行くを戒嚴して成すの表)」というタイトルとともに収められている[大西二〇一八・一九三〜一九四]。当該テキストが『日本国考略』に収められた事情やこのテキストの分析は別稿で論じたい。



- (4) ここには寧波の乱の記事までが収められている。
- (5) 東洋文庫架蔵番号 貴重書X13 A b 1870。
- (6) 国立公文書館内閣文庫 漢書 史の部 請求番号2860172。
- (7) 早稲田大学図書館 請求記号 ル03 03352。
- (8) 筆者が熟覧した限りでは朱肉の色が違った感じにも見えた。
- (9) 早稲田大学図書館の職員によると、東京都内の古書店で同館が購入したとのことである。この本がどのようなルートで、高野辰之の蔵書になったかも興味深い課題であるが、他日を期したい。
- (10) 朝鮮王朝(李氏朝鮮)では、官人の位階は正一品から従八品までに分かれていた。
- (11) 府院君とは、王妃の父、もしくは正一品の功臣に与えられる称号。

参考文献

- 大友信一 一九六三 『室町時代の国語音声の研究』至文堂
- 国立公文書館 一九八一 『改訂増補内閣文庫蔵書印譜』(初版は一九六九)
- 蔣垂東 二〇一一 『国朝典故』本『日本国考略』について…音訳日本語「寄語訳」の校異を中心に」(『言語と文化』二三、文教大学、二一〜四七ページ)
- 田中健夫 一九九一 『海東諸国紀 朝鮮人の見た中世の日本と琉球』、岩波文庫
- 馬之濤 二〇一五 「明代中国資料による室町時代の音韻についての研究——『日本国考略』を中心に——」(早稲田大学博士論文 甲四五二八号)

村井章介 一九九三 『中世倭人伝』 岩波新書

大西信行 二〇一八 『『日本国王』号と倭寇をめぐる明皇帝の思惑とは？』（『初期室町幕府研究の最前線』、洋泉社）